

○ 人材の質の向上関係

(1) 訪問介護員養成研修事業者の指定について

居宅サービスの中心となる訪問介護を提供する訪問介護員（ホームヘルパー）を適切に養成することは介護保険制度の円滑な運営のためにも非常に重要なことである。

各都道府県においては、訪問介護員養成研修事業者の指定については、「介護保険法施行令」（平成10年政令第412号）及び関係省令等に基づき行われているところであるが、最近、訪問介護員養成研修事業者の指定取り消し事例が見られる状況にある。

指定取り消しの主な内容として、

- ・ 都道府県に未届の研修を実施していること
- ・ 都道府県に未届の講師により研修を実施していること
- ・ 都道府県に対して虚偽の報告を行うこと 等

があげられる。

このような事例の発生は、介護サービス利用者に介護職に対する不信感を与えるとともに、養成研修の受講者に対しても不利益が及ぶことにもなるので、各都道府県においては、事業者の指定を行うにあたり、指定申請時等の審査を適切に行うとともに、事業者に対する指導を一層厳正に行い、不適正事例の発生防止に努められたい。

具体的には、

- ① 指定申請で報告されている内容の研修が実際に事業所で行われているか否かについて、事業者の了解の下に実地調査を行う。
- ② 事業者の指定及び研修講座の指定について、それぞれ個別に十分な審査を行う。
- ③ 指定に際しては、申請事業者に対して、講師の変更、日程の変更、実習先の変更等の重要な事項の変更がある場合、その都度、都道府県に対して変更の報告を行うよう十分指導する。

- ④ 事業者から研修の実績報告を受ける際に、併せて講師の出講状況の確認を行う。
- ⑤ 受講者に対する修了証明書の発行は、研修修了後事業者から都道府県に対し実績報告が提出され、内容が適切なものと認められた後に行わせる。
- ⑥ 都道府県が事業者から研修講座の開講の申請を受けた場合、受講者の募集は指定後に行うよう指導を徹底する。

等の措置が考えられる。都道府県においては、上記の方法を参考にしつつ、訪問介護員養成研修事業者の適切な指導をお願いする。

また、研修科目の免除について、適切に判断されているか等についても養成研修事業者に対して適切な指導を行うようにされたい。各都道府県においても、研修受講希望者が、研修開講場所や研修開始時期等の指定研修事業者の情報を正確に把握できるように適切な情報公開を行う等のご配慮をお願いする。

各都道府県において事業者を指定する際には、地域の実情に応じ、上記の項目を参考としつつ、事業者の指定要領を見直すなど、不適正な養成研修が実施されないよう十分留意されたい。

(2) ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施について

国におけるケアマネジメントリーダー養成研修については、本年6月に実施した研修会を含め、これまで、約750人のケアマネジメントリーダーが養成されたところであるので、各都道府県におかれては、管内市町村等関係機関との連携を図りつつ、研修の講師や都道府県及び市町村における相談事業等において、ケアマネジメントリーダーの積極的な活用を願いたい。

(参考) 介護支援専門員の勤務上の悩み (複数回答可)

	合計(人)	割合(%)
全体	1,927	100.0
自分の力量について不安がある	1,100	57.1
残業が多い・仕事の持ち帰りが多い	683	35.4
兼務業務が忙しくケアマネ業務の時間がとれない	607	31.5
賃金が低い	414	21.5
相談できる人がいない	348	18.1

※出典:「居宅介護支援事業所及び介護支援専門員業務の実態に関する調査」

(平成15年株式会社三菱総合研究所)

また、平成17年度予算概算要求においては、引き続きケアマネジメントリーダーを養成するとともに、各都道府県及び市町村が積極的に介護支援専門員に対する支援を行えるよう所要額を要求しているところである。

併せて、現在、地域における介護支援専門員への支援が進むよう、各自治体での支援策の事例集を作成しているところであり、今年度末には発送予定であるので、ご活用願いたい。

各都道府県におかれては、本事業に積極的に取り組まれるとともに、管内市町村に対し、本事業の趣旨、必要性を十分ご説明いただき、その取り組みが推進されるようご配慮願いたい。

○ 福祉用具・住宅改修関係（データベースシステム、判断基準の活用）

福祉用具は、心身の機能が低下し、日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活の便宜を図るため又は要介護者等の機能訓練のためのものである。介護保険における福祉用具は、要介護者等の日常生活を支える身近な道具として急速に普及・定着しているが、一方では、福祉用具の選択・活用に関する情報を得る機会が少ない、要介護度の軽い者に対する特殊寝台、車いすの貸与など、利用者の状態像からその必要性が想定しにくい福祉用具が給付されているなどの問題が指摘されている。

このため、厚生労働省においては、個々の身体状況等への福祉用具の適合への相談援助業務や福祉用具・住宅改修の選択・活用に係る情報提供業務を支援するため、介護保険における福祉用具等のデータベースシステムを開発し、本年4月から（財）テクノエイド協会のホームページ上で公開しているので、利用者や介護支援専門員、福祉用具・住宅改修事業者等に積極的に活用されるよう関係者に対する周知について特段の配慮をお願いする。

なお、当該システムには、福祉用具商品情報や福祉用具活用事例情報等が掲載されているが、今後ともこの情報の量を拡大していく予定である。特に、福祉用具活用事例情報については、事例収集の1つの方法として介護実習・普及センターから事例を集めることを考えているので、（財）テクノエイド協会から依頼があった場合には協力をお願いする。

また、本年6月には介護支援専門員が居宅サービス計画に福祉用具を位置付ける場合等に活用するための「介護保険における福祉用具の選定の判断基準」を作成し、この判断基準の活用に当たっての留意点について各都道府県・指定都市あて通知（平成16年6月17日付け老振発第0617001号「介護保険における福祉用具の選定の判断基準について」）したところである。介護支援専門員等に対し周知する必要があるので、研修会等様々な機会をとらえて、判断基準の趣旨、内容の周知徹底を願いたい。

(参考)

1 介護保険福祉用具等データベースシステムの概要

福祉用具・住宅改修の選択・活用等に関する情報を提供するため、モデルとして全国7カ所（滋賀県、大阪府、兵庫県、広島県、大分県、名古屋市、北九州市）から福祉用具・住宅改修の活用事例の収集等を行い、これらの情報を利用者やケアマネジャー等がインターネットで検索できるようデータベース化を行うとともに、車いす及び特殊寝台の選び方、介護保険給付対象福祉用具の寸法や機能等を示した商品情報を併せて掲載し、(財)テクノエイド協会のホームページ上で本年4月から公開している。

本システムは、福祉用具・住宅改修を選定する際の基本となる①福祉用具の寸法や機能の指定による商品検索機能（情報数：2, 170件）、②福祉用具の寸法や機能に関する解説表示機能、③利用者の身体状況に関する情報を入力することによる福祉用具・住宅改修活用事例検索機能（情報数：3, 156件）、④車いす及び特殊寝台の選定マニュアルを有しており、介護支援専門員等が適切な福祉用具・住宅改修を選定する一助となるものである。

2 介護保険における福祉用具の選定の判断基準の概要

イ 趣 旨

介護保険における福祉用具の貸与状況をみると、要介護度の軽い者に対する特殊寝台、車いすの貸与など、利用者の状態像からその必要性が想定しにくい福祉用具が提供され、介護保険法の理念である自立支援の趣旨に沿わない事例が散見される。

このため、福祉用具が要介護者等に適正に選定されるために、「介護保険における福祉用具の選定の判断基準」を作成したところである。

ロ 経 緯

- 平成16年3月24日に学識経験者や実務者等で構成する介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会を開催し、本判断基準の検討を行った。
- 平成16年4月22日～同年5月21日の間に「規制の設定又は改廃を行う場合の意見提出手続（いわゆるパブリックコメント）」を行い、324件の意

見提出があった。

ハ 性 格

本判断基準は、個々の福祉用具毎に福祉用具の特性、利用者の状態から判断して、「使用が想定しにくい状態像」及び「使用が想定しにくい要介護度」を示している。

本判断基準で示している「使用が想定しにくい状態像」及び「使用が想定しにくい要介護度」は、福祉用具の選定を行う場合の標準的な目安であって、本判断基準に示す福祉用具の使用が想定しにくいとされる場合であっても、個別の利用者の生活環境や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

ニ 活用に当たっての留意点

- (イ) 福祉用具については、その特性と利用者の心身の状況等とが適合した選定が重要であることから、その活用に当たっては、利用者の心身の状況、福祉用具の特性、その者の置かれている環境等に留意して居宅サービス計画を作成すること。
- (ロ) 介護支援専門員が居宅サービス計画に福祉用具を位置付ける場合は、本判断基準の活用を図るとともに、「使用が想定しにくい状態像」又は「使用が想定しにくい要介護度」に該当している場合、サービス担当者会議その他の機会を通じて、福祉用具に関わる専門職から、専門的な見地からの意見を求め、その妥当性について検討した上で、自立支援に資する居宅サービス計画の作成に努めること。
- (ハ) 現に福祉用具を使用しており、本判断基準の「使用が想定しにくい状態像」又は「使用が想定しにくい要介護度」に該当している利用者については、サービス担当者会議その他の機会を通じて、速やかにその妥当性について検討し、適宜居宅サービス計画の見直しを行うこと。
- (ニ) 福祉用具専門相談員をはじめ当該利用者に関わる福祉用具の専門職は、サービス担当者会議その他の機会を通じ、利用者の心身の状況、福祉用具の特性、その者の置かれている環境等を十分に踏まえ、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、介護支援専門員に対して専門的知識に基づき助言を行うこと。

○ 有料老人ホームに対する指導等について

有料老人ホームは、高齢者が長年にわたり生活する場であり、入居者の側からも介護を始めとするサービスに期待が大きいこと、入居にあたり高額の一時金を支払う場合が多いことから、行政としても、サービス水準の確保等のため十分に指導を行う必要があり、平成14年7月、「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」を通知したところである。

各都道府県におかれては、標準指導指針を参考として、地域の状況に応じて指導指針を定め、指導が行われているところであるが、平成16年4月2日、公正取引委員会において、景品表示法第4条第1項第3号の規定に基づく「有料老人ホーム等に関する不当な表示」が告示され、平成16年10月1日より施行されることから、指導指針に基づく指導を強化するとともに、景品表示法担当部局とも連携を図りながら、指導の徹底を図られたい。

特に、事業者が入居希望者等に対して提示する重要事項説明書については、当該告示の対象になることから、事業者への周知の徹底をお願いする。

○ NPO等による有償運送の円滑な実施について

介護輸送に係る法的取扱いについては、「介護輸送に係る法的取扱いに対する意見の募集結果及び法的取扱い方針について」（平成16年3月16日付事務連絡）においてお知らせしたところであり、NPO、社会福祉法人、医療法人、公益法人等（以下「NPO等」という。）の非営利事業者が行う有償運送については、道路運送法第80条第1項の許可により対応できることとされたところである。（別紙参照）

その手続においては、市町村もしくは都道府県が運営協議会を設置し、当該協議会において協議を行うこととされているため、運営協議会の設立、協議が円滑に行われることが、NPO等による有償運送許可の取得に当たって非常に重要である。

これについては、先般、「福祉有償運送等に係る運営協議会の設置等について」（平成16年3月24日付事務連絡）において、各都道府県等に対して、県内の運営協議会の設置の単位となる区割りや運営協議会の設置・運営について必要に応じ関係市町村や運送主体となるNPO等団体との相談に応じるなど当該手続が円滑に進められるよう格別のご配慮をお願いしたところであるが、現時点では、運営協議会は一部の地域でしか設立されていない。

今後、各都道府県等におかれては、NPO等による有償運送の円滑な実施に向けて、より一層の御協力を御願いたい。

また、国土交通省からは、制度の詳細や手続について不明な点等があれば、運輸支局等に相談して欲しいとの話をいただいているので、各都道府県等におかれては、適宜、運輸支局にご相談いただくとともに、関係市町村等に対しても、運輸支局において相談に応じていただける旨を周知いただきたい。

NPO等による有償運送の全国実施

福祉輸送
過疎地輸送

(道路運送法第80条第1項の許可要件)

(1) 許可手続等

運輸支局長等は、要件を満たし、かつ、運営協議会の協議を経て地方公共団体から具体的な協力依頼を示して許可申請があった場合に条件を付して許可。

(2) 運営協議会

運送の必要性、条件等について主宰者が判断するために各地域ごとに設置。構成メンバーは、地方公共団体(主宰者)、地方運輸局、関係交通機関の代表、NPO等の代表、利用者代表、等。

(3) 運送主体

NPO法人、社会福祉法人、医療法人、公益法人等を含む非営利法人。

(4) 運送の対象

① 福祉輸送

要介護者、要支援者、精神障害者、身体障害者、知的障害者等で単独では公共交通機関の利用が困難な移動制約者であらかじめ会員登録した者。

② 過疎地輸送

地域住民及び地域への通院通学者等であらかじめ会員登録した者。

(5) 使用車両

① 福祉輸送

リフト等の特殊な設備またはリフトアップシート等の乗降を容易にするための装置を設けた自動車。(軽自動車を含む。)

セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める。

② 過疎地輸送

使用車両の制限は特になし

※いずれも車体側面に許可車両であることを表示。

(6) 運転者の要件

普通第二種免許を有することを基本とする。これによりがたい場合は、一定期間運転免許停止処分のないこと、安全運転・乗降介助等に関する講習の受講等十分な能力及び経験を有していると認められること。

(7) 損害賠償措置

対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険等に加入。

(8) 運送の対価

タクシーの上限運賃の概ね2分の1以下を目安として地域の特性等を勘案して判断